

## 人事院会議議事録

会議日

令和5年7月20日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官  
(説明員) (給与局)  
藤原生涯設計課長

議題

令和5年退職公務員生活状況調査の実施

議事の概要

- 議題「令和5年退職公務員生活状況調査の実施」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

# 令和5年 退職公務員生活状況調査の実施について

院議資料

令和5年7月20日  
給 与 局

標記調査について別紙実施要領のとおり実施することとしたい。概要は以下のとおり。

## 調査の目的等

本調査は、定年退職者の退職後の就業状況や収入・支出等の生活状況を把握するために実施。

- ✓ 1973年（昭和48年）から3年毎に実施。令和5年調査で23回目。
- ✓ 2004年（平成16年）から政府統計（一般統計調査）として実施。

本調査により得られる国家公務員の退職後の就労状況や生活状況のデータは、

- ✓ 民間企業の高年齢者就業確保措置（70歳までの就業確保の努力義務化など）の動向を踏まえた国家公務員の高齢期雇用等の在り方、生涯設計施策等を検討する際の基礎情報として活用
- ✓ 職員がリアルな退職後を認識するために、結果をHPで公表し、生涯設計セミナー資料にも活用

## 調査の内容等

- ◆ 対象者：2022年度の60歳定年退職者 約7,000人(見通し)
- ◆ 調査期間・方法：2023年9・10月で、オンライン及び郵送により実施
- ◆ 調査項目
  1. 就労の状況：就労希望、現在の就労状況、就労先を探した方法
  2. 再任用関係：再任用を希望した理由／希望しなかった理由
  3. 退職後の家計・生活状況：退職後の家計状況、赤字が出た場合の対応策
  4. 生涯設計関係：退職後の生活や生涯設計を考えた時期、退職前に知っておけばよかった事項

## スケジュール

- 2023. 7月 総務大臣への統計承認申請
- 2023. 9～10月 調査実施
- 2024. 3月 結果公表

別紙

## 令和5年退職公務員生活状況調査 実施要領（案）

令和5年7月  
給 与 局

### 1 調査の目的

国家公務員の定年退職後における就業の状況（暫定再任用、民間企業等への再就職など）及び収入・支出等の生活状況を把握することにより、今後の高齢期雇用等の在り方や職員の生涯設計に関する施策等を全般的に検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

※参考：昭和48年から実施。おおむね3年おきに実施。

最近では令和2年、平成29年、平成26年、平成22年に実施。

### 2 調査対象者

一般職国家公務員で、令和4年度末に60歳で定年退職した者及び令和4年度に60歳に達し令和5年7月31日までの間に勤務延長した後に退職（以下単に「定年退職」という。）した者を対象とする（約7,000人（見込み））。

### 3 調査事項

#### (1) 基本的事項

定年退職時の適用俸給表、現在の居住地

#### (2) 定年退職後の就労希望状況に関する事項

- ① 就労希望の有無
- ② 働きたいと思った理由
- ③ 何歳まで働きたいと思ったか
- ④ 働きたいと思った勤務形態

#### (3) 現在の就労状況に関する事項

- ① 就労状況
- ② 就労していない場合の理由
- ③ 短時間勤務となった事情、1週間当たりの勤務時間
- ④ 就労している場合の就労先
- ⑤ 暫定再任用後の適用俸給表
- ⑥ 暫定再任用を希望した理由
- ⑦ 暫定再任用に伴う転居の状況、転居した理由
- ⑧ 暫定再任用についての評価
- ⑨ 暫定再任用という働き方の課題や問題点
- ⑩ 暫定再任用を希望しなかった理由
- ⑪ 現在の職種
- ⑫ 仕事を探すために用いた方法
- ⑬ 現在の仕事に結びついた方法

(4) 家族、家計に関する事項

- ① 世帯の人数、世帯の構成
- ② 世帯の1か月当たりの平均的な収入
- ③ 世帯の1か月当たりの平均的な支出、住居の種類
- ④ 世帯の家計の状況、家計がマイナスとなる場合の対処方法
- ⑤ 退職手当の使用予定

(5) その他

- ① 定年退職後の生活や生涯設計について実際に考えるようになった時期、考え始めるべきだったと思う時期、考えるに当たって利用したもの
- ② 今後の生活で気にかかることや、不安に思うこと
- ③ 定年退職前にもっと知っておけば良かったと思うこと
- ④ 調査回答方法に関して

4 調査の方法

重複回答を排除するため対象者ごとにIDを付与し、郵送により案内とともにIDを配布する。回答方法は電子メール又は郵送とし、暫定再任用職員には原則として電子メールによる調査回答送付が可能な場合にはこの方式による回答を依頼する。

5 調査実施時期

令和5年9月1日～10月10日（郵送の場合は同日消印有効）

6 調査の集計

人事院事務総局給与局生涯設計課において行う。

以 上